

平成23年3月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 下地頭所 亜矢  
平成22年(ワ)第3302号 損害賠償等請求事件  
口頭弁論終結日 平成23年1月21日

判 決

埼玉県川口市上青木3丁目15番1号

原 告 加 藤 忠 孝

東京都千代田区永田町1丁目7番1号 衆議院事務局

被 告 長 妻 昭

訴訟代理人弁護士 吉 峯 啓 晴

同 吉 峯 康 博

同 室 伏 美 佳

同 高 橋 拓 也

同 大 井 倫 太 郎

同 大 河 原 啓 充

同 中 村 栄 治

同 朴 鐘 賢

同 小 暮 典 子

同 田 口 真 衣

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する平成22年11月9日から、  
支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

本件は、民主党所属の衆議院議員である被告が、選挙において掲げた公約を内容とする契約を原告と締結したところ、被告がその履行を怠ったとして、原告が被告に対し債務不履行を理由として損害賠償を求め、また被告には選挙公約を実現しなかったことに過失があり、そのために原告は損害を被ったとして、原告が被告に対し不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

## 1 前提事実

(1) 民主党は、平成21年8月30日施行の第45回衆議院議員総選挙（本件選挙）に際し、「年金記録被害者への迅速な補償のため、一定の基準の下で一括補償を実施する」こと（本件公約）を選挙公約の一つに掲げていた。

被告は、同選挙において当選した民主党所属の衆議院議員である。

(2) 被告は、平成21年9月、厚生労働大臣に就任し、初当庁の際、民主党のマニフェストを示して「国民と新しい政府との契約書、あるいは命令書と考えてよい」と訓辞（本件訓辞）した。

## 2 当事者主張

### (1) 原告の主張

#### ア 債務不履行

(ア) 被告は、原告に対し、本件選挙において、本件公約を内容とする契約の申込みを受け、原告は小選挙区では石田勝之に、比例区では民主党に投票して、これを承諾した。被告は同選挙において当選し、本件公約を内容とする契約が成立した。

なお、被告や民主党は、本件選挙において、選挙公約は「国民との契約である。」と明言し、また本件訓辞内容からして、被告と原告が契約を締結したことは明らかである。

(イ) 被告は、本件公約を実現せず、原告は精神的損害を被り、これを慰済するには10万円が相当である。

#### イ 不法行為

被告は、本件公約の実現を過失により怠ったことにより精神的損害を被り、これを慰藉するには10万円が相当である。

(2) 被告の主張

原告の主張は争う。

選挙公約は一種の政策宣言であって選挙人と候補者間の合意や契約ではないから、候補者と選挙人間に公約と内容を同じくする法律関係が生じることはなく、仮に選挙公約の不履行があったとしても、債務不履行等の法的責任が生じることはない。また、被告は何ら不法行為を行っていない。

第3 当裁判所の判断

1 債務不履行について

「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」（憲法43条1項）と規定されていることからすると、国会議員にかかる選挙は、全国民を代表する議員の選出のために行われるのである。そうであれば、当該選挙において示される選挙公約は、全国民に向けられた候補者の政策の提言というべきものである。したがって、選挙公約は特定の候補者と特定の選挙人間を前提とするものとはいえないから、特定の選挙人たる個人と特定の候補者たる個人との権利義務関係を発生させるものとはいえない。本件公約もこのような選挙公約の一種であって、本件公約によって原告と被告間の権利義務関係である契約を成立させるものとはいえない。なお、被告や民主党の選挙の際の発言において「国民との契約」という言葉が使用されたとしても、また本件訓辞において、「契約」という言葉が使用されたとしても、それは国民全体に対し向けられた発言であって、これをもって原告に対する個別の契約の申込みと評価することはできない。

したがって、原告の主張は理由がない。

2 不法行為について

上記のとおり、本件公約は原告に対し権利義務を負うものではないのである

から、仮に本件公約の実現を怠ったとしても、原告の権利を侵害するものと評価できないから、原告に対する不法行為にはあたらないといわざるを得ない。

したがって、原告の主張は理由がない。

3 よって、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判官 遠 山 廣 直